

# まちづくりについて市長と話そう 地区懇談会を開催します

市では「自立・共生・協働」を基本理念として、誰もが健康で安全・安心に暮らせる「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市 旭」を目指して、まちづくりに取り組んでいます。

そこで、市長が直接市民の皆さんと話し合う「地区懇談会」を開催し、地域の課題や新しいまちづくりについて意見・提案をもらい、市政に生かします。

特に今回は、市の主要事業や財政状況のほか、本年度モデル調査事業を実施して策定を進めている「旭市国土強靱化地域計画」、将来的な公共施設の在り



皆さんの意見を聞かせてね

## 開催日程

期 日	時 間	場 所
10月19日(日)	午後1時～3時	中央小学校体育館
10月20日(月)		総合体育館サブアリーナ
10月21日(火)		第一中学校体育館
10月22日(水)	午後7時～9時	海上公民館ホール
10月24日(金)		干潟公民館3階大会議室
10月29日(水)		飯岡保健センター多目的ホール

※受け付けは開始の30分前から。19日は、手話通訳者を配置します。

方を検討することを目的に作成した「公共施設白書」について説明を行います。多くの皆さんが参加することで、よりよいまちづくりを実現します。

## 問い合わせ先

企画政策課企画調整班

☎62・5307

# —公平性・公正性を確保— 滞納債権の徴収を強化しています

## 【問い合わせ先一覧】

主な債権の種類		問い合わせ先
強制徴収公債権	市税・国民健康保険税	税務課収税班 (☎62-5322)
	後期高齢者医療保険料	保険年金課高齢者医療年金班 (☎62-5882)
	保育料	子育て支援課保育班 (☎62-5313)
	介護保険料	高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)
	下水道受益者負担金および使用料	下水道課管理班 (☎62-5357)
非強制徴収公債権	農業集落排水事業使用料	農水産課農業基盤整備班 (☎68-1173)
私債権	市営住宅家賃	財政課管財営繕班 (☎62-5315)
	学校給食費	旭市第一学校給食センター (☎62-0366)
		旭市第二学校給食センター (☎55-2246)
	児童クラブ受託料	学校教育課学務班 (☎55-5724)
水道料金	水道課業務班 (☎63-9180)	
	旭市水道お客様センター (☎63-8881)	
多重債務	旭市消費生活センター (☎62-8019) ※午前9時～午後4時	

## 悪質な滞納者に法的措置を実施

市が保有する債権は、公債権(公法上の原因に基づいて発生する債権)と私債権(私法上の原因に基づいて発生する債権)に大きく分類され、公債権は、強制徴収公債権(地方税の滞納処分の例により、市自ら強制徴収できるもの)と非強制徴収公債権(市自ら強制徴収できないもの)に区別されます。

市では、再三の催促にもかかわらず納付しない悪質滞納者に対し、強制徴収公債権については、財産調査を行い差し押さえ・換価を、非強制徴収公債権・私債権については、裁判所を通じた支払い督促などの法的措置を実施しています。

昨年度実施した税や介護保険・後期高齢者医療保険料などの滞納での差し押さえは788件、水道料金や農業集落排水事業使用料などの裁判所による支払い督促は7件ありました。

今後も市民負担の公平性・公正性を確保するため、滞納債権の徴収を強化していきます。

## 納付は納期内に

市税・国保税などの市が保有する債権の納付は、納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状や催告書の発送などに多額の経費が掛かり、その経費は市で負担することになります。納期内の納付を心掛けましょう。

## 納付に困ったときは相談を

病気や失業、災害などのやむを得ない事情により、納期内の納付が困難な場合は、納付計画などの相談に応じています。早めに各担当課に相談してください。また多重債務などで困っている人は、旭市消費生活センターに相談してください。